2019年5月1日

県下自治体の「地域包括ケアシステム」に係る調査報告

（最終報告）

神奈川自治体問題研究所

１．今回の調査は、2025年（平成37年）を目指して県内の市町村で取り組まれている、「地域包括ケアシステム」について実施した。

２．調査の目的は、県内の市町村が「地域包括ケアシステム」の構築への取り組みの内容・課題等を調査・分析し、今後の施策の発展の一助とすることである。

３．2018年10月10日に調査への協力依頼を行い、11月12日に再依頼を行った。

４．回答は、33自治体中、18自治体からあった。回収率は、55％である。この回収率は、当研究所がこの数年間実施した調査の中で最も回収率が低い。その理由は、設問が記述式中心であることや、少なくない自治体が、「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいるさ中であること等が影響しているものと考えられる。

５．各設問に対する回答の集計結果は、別紙の「『地域包括ケアシステム』調査に対する回答集計」のとおりである。

回答の内容について以下の通り考察する。

（１）設問１について

　設問１：貴自治体では、地域ケアシステムの構築に取り組んでいますか。該当番号を〇で囲んでください。また、その達成年度はいつか、（　　）内に数字を記入してください。

①取り組んでいる　②検討中　④取り組む予定はない

（　　　　　）年度達成を目標にしている。

【回答状況】

設問１は、「地域ケアシステムの構築」が、自治体の課題となっているかどうか。

また、その達成年度を尋ねたものである。

①今回の調査に対して回答のあった、１８の自治体すべてが、「取り組んでいる」と回答している。

②目標年次は、「2025年」が11自治体（61%）、無回答が6自治体（33％）、「決めていない」が1自治体であった。

（２）設問２について

設問２：貴自治体では、「日常生活圏域」の範囲は、おおむねどのような規模を想定していますか。該当番号を〇で囲んでください。（複数回答可）

また、⑦その他については具体的にご記入ください。

①小学校区域　②中学校区域　③連合自治会・町内会の範囲　④地域包括支援センターの利用範囲　⑤拠点となる医療・介護施設の利用範囲　　⑥人口（　　　）人位　　⑦その他（　　　　　）

【回答状況】

設問２は、キーワードとなっている「日常生活圏域」について、どの範囲を想定して計画を策定し、取組を行っているかを尋ねたものである。

①「小学校区域」が１、「中学校区域」が7自治体（39%）、「地域包括支援センターの利用範囲」が５自治体（28%）、「行政区域全体」が２自治体あった。

茅ヶ崎市は、鉄道線路で東西南北の区域としている。

小田原市は、複数の自治会・町内会を単位とした区域としている。

秦野市は、中学校区を中心に駅ごとに設置としている。

（３）設問３について

設問３：貴自治体では、介護・介護予防・生活支援の分野における担い手の、把握・登録・育成・処遇の改善をどのように行っていますか。有資格者とボランティアそれぞれご記入ください。

①把握について　　　　有資格者：　　　　　ボランティア：

②登録について　　　　有資格者：　　　　　ボランティア：

③育成について　　　　有資格者：　　　　　ボランティア：

④処遇の改善について　有資格者：　　　　　ボランティア：

【回答状況】

設問３は、介護・介護予防・生活支援の分野の担い手を、各自治体がどのように把握し育成しているか、また国が介護福祉士の処遇改善ための予算を増やしているが、これが自治体にどのように影響しているか、自治体の独自の施策があるのかを尋ねたものである。

①把握について

＊有資格者：相模原市、平塚市、厚木市、小田原市が事業所への調査により行っている。44%に当たる８自治体が把握していないとしている。

＊ボランティア：ほとんどの自治体が、募集や相談業務により対応。小田原市、三浦市が研修を実施していて、参加者を把握。

②登録について

＊有資格者：厚木市が協力会員の登録制度。他の自治体は登録という制度を持っていないと回答。

＊ボランティア：厚木市が個人団体の登録制度。三浦市、大井町、中井町が養成講座の受講者を登録。

③育成について

＊有資格者：横浜市、相模原市、茅ヶ崎市、厚木市、海老名市、中井町が、社協や県実施のものを含め研修を実施。（6自治体33%）

＊ボランティア：鎌倉市、座間市、大磯町、以外の市町村で研修や養成講座等を実施。実施している自治体は、83%の15自治体。

④処遇の改善について

＊有資格者：横浜市、小田原市は、事業者を指導。相模原市が国への介護報酬引き上げを要請。厚木市は研修・奨学金返済助成。

＊ボランティア：特になしという回答がほとんどの中で、中井町で、ボランティア保険加入やウエアの用意とあるのが目立つ。

（４）設問４について

設問４：貴自治体ではＤＶ、虐待、孤独死をなくすキャンペーンや相談窓口を知らせる取り組みを行っていますか。また、行ったことはありますか。あればその内容をご記入ください。

【回答状況】

設問４は、ＤＶ、虐待、孤独死など、地域ケアシステム構築の中で克服すべき深刻な問題について、自治体として住民へ関心を持ってもらう取組を実施しているか、あるいは過去にでも、実施したことがあるかどうかを尋ねたものである。

①横浜市、厚木市は広く市民に向けた啓発活動等を実施している。茅ヶ崎市は関係機関職員対象の研修を実施している。

②他の自治体は、広報への掲載（海老名）や冊子の配架などを行っている。

（５）設問５について

設問５：貴自治体では、厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムを計画づくりに活用していますか。該当番号を〇で囲んでください。

①活用している　②活用していない

設問５は、厚生労働省が同規模の人口を持つ自治体同士が施策や取組状況を共有化できるようにという理由で、情報の提供をインターネットで行っている、地域包括ケア「見える化」システムについて、実際に活用されているかどうかを尋ねたものである。

【回答状況】

①83％の15自治体が「活用している」と回答している。

②活用していないと回答した自治体は、厚木市と箱根町。鎌倉市は、無回答であった。

（６）設問６について

設問６：貴自治体における、地域包括支援センターの数、運営主体、機能についてお答えください。

数：　　　　　運営主体：　　　　　　　機能：

【回答状況】

設問６は、地域ケアシステムの中で中核的な役割を担うとされている、地域包括支援センターの現状での設置数、運営主体、機能を尋ねたものである。

なお、設問２との関係もあり、集計表に公立中学校の数を参考として補記した。

①数について

各自治体の地域包括支援センターの数を見ると、設問２「日常生活圏域」についての回答とは別に、ほぼ公立中学校の数に近い数が設置されている。相模原市の29カ所（中学校数37）が最もかい離がある。

②運営主体について

運営主体は、社会福祉法人、医療法人、社会福祉協議会がほとんどである。

直営は、大井町のみ。南足柄市は基幹型包括が直営。相模原市と小田原市では株式会社が参入している。

③機能について

全ての自治体が厚生労働省の指針通り、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント、地域ケア会議、を挙げている。これ以外の回答としては、小田原市が認知症初期集中支援業務、食のアセスメント業務、平塚市が虐待早期発見防止を挙げている。

（７）設問７について

　設問７：貴自治体における、生活支援コーディネーターの人数、活動内容、雇用関係（例自治体職員、社会福祉協議会職員、ボランティア等）についてお答えください。

人数：　　　　　　活動内容：　　　　　　　雇用関係：

【回答状況】

　設問７は、地域包括支援センターの運営において重要な役割を果たす、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の設置状況を尋ねたものである。

①数について

各自治体とも、地域包括支援センターに１人配置されている。さらに行政区域全体を担当する１層の生活支援コーディネーターを置いている自治体もある。（横浜市、茅ヶ崎市、鎌倉市、秦野市、座間市）

②活動内容について

１．地域ニーズやサービス活動の把握とマッチング　　２．サービス開発等の資源開発と担い手の養成　　３．関係者のネットワーク構築は、各自治体共通である。

③雇用関係について

１層の生活支援コーディネーターのうち、茅ヶ崎市、鎌倉市、秦野市は市職員。南足柄市は臨時であるが市職員。平塚市も市の職員もいると回答。

他は配属先の社協や地域包括支援センターの運営法人の職員である。

（８）設問８について

　設問８：貴自治体では、地域包括ケアシステムについて住民にどのように周知していますか。該当番号を〇で囲んでください。（複数回答可）

①広報紙　②地域懇談会　③住民説明会　④ホームページ　⑤その他（ご記入ください）

【回答状況】

設問８は、地域包括ケアシステムづくりを住民にどのように周知しているかを尋ねたものである。

1. 回答の多い順に列記すると

ホームページ／11自治体（61%）、　広報紙／10自治体（56%）、

地域懇談会／3自治体（17%）、その他：出前講座、講演会、公開セミナー各1自治体、三浦市は未実施で今後の課題としている。

（９）設問９について

設問９：地域包括ケアシステムを構築するうえで、行政の果たす役割は何か、ご記入ください。

【回答状況】

　設問９は、社会保障の分野で「自助、互助、共助、公助」が強調される中で、地域ケアシステムにおける、公助＝行政の果たす役割について尋ねたものである。

【回答状況】

回答は、以下のパターンに分けられる。

①住民が主体であり、行政は推進役、旗振り役であるとする自治体

（横浜市、小田原市、南足柄市）

②行政としての取り組む課題を挙げる自治体

＊相模原市／１．在宅医療・介護連携の推進　　２．暮らしを支える体制の充実

３．高齢者の住まいの安定的な確保　　４．認知症施策の推進　　５．人材の確保

＊茅ヶ崎市／１．高齢者の多様な生きがいづくりの支援　２．高齢者の健康づくりと介護予防の充実　３．高齢者が安心して暮らせるまちづくり　４．地域における高齢者の支援体制づくり　５．認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり　６．介護保険サービス及び介護予防・生活支援サービスの充実

＊中井町／◯推進体制の検討・整備　◯取組に必要な予算化　◯人材確保　◯住民への周知・啓発活動　◯関係機関・団体等との連携

③関係機関との連携・協働を挙げる自治体

　厚木市、鎌倉市、秦野市、三浦市、寒川町、二宮町、箱根町

（10）設問10について

設問10：地域包括ケアシステムの構築にあたって、国や県へ要望することはありますか。あればご記入ください。

【回答状況】

設問10は、国に対する要望事項の有無と内容を尋ねたものである。

回答は５自治体（28％）にとどまった。

①横浜市は、地域医療介護総合確保基金を指定都市が主体的に活用できる仕組みの構築を挙げた。（国への予算要望項目でもある）

②平塚市は、先進事例の紹介。

③小田原市は財源確保と人材確保。

④三浦市は技術的支援。

⑤箱根町は、情報提供や関係機関との調整、その他財政支援をそれぞれあげている。

６．調査を通じて明らかになったことは、次のとおりである。

（１）回答のあった自治体は、いずれも地域包括ケアシステムの構築に取り組んでおり、その多くが2025年度を達成目標としている。

（２）地域ケアシステムの担い手である、有資格者・ボランティアの把握や登録は、地域包括支援センターの運営主体が主に社会福祉法人等の民間事業者であることから自治体としては、充分には行われていない実態がある。

ボランティアに対する研修は、多くの自治体で様々に実施されている。

処遇改善を市町村独自に行っている自治体は調査時点では少数であった。

（３）喫緊の課題でもある、虐待、ＤＶ、孤独死を防ぐために、地域住民の共通理解と協力が不可欠であるが、自治体独自の取組を行っているところは少数であった。

（４）地域包括支援センターはおおむね中学校区に1か所、少ない自治体でも、行政区域に1か所設置されている。

（５）生活支援コーディネーターは、地域包括支援センターに1名配置されている。自治体によっては、行政区域全体を活動領域とする、1層生活支援コーディネーターが配置されている。

（６）地域包括ケアシステムの構築が、今後の自治体と住民の共通の課題であるということを地域住民に充分周知し、理解と協力を求め、さらには諸活動への参加を促すための第一歩となる広報活動は、ホームページ、広報紙が主であり、地域懇談会など、地域住民の参画を伴う周知活動が今後の課題であると考えられる。

（７）国への要望事項を期した自治体は少なかったが、予算・財源、人材確保、情報提供・先進例の紹介、を挙げている。国はこの３つの面で自治体支援を強める必要がある。

（８）自治体の多くは、地域包括支援センターを設置し、生活支援コーディネーターを配置して事業展開を開始したところであり、目標年次である2025年度前後に再度調査を行う必要がある。